

# 平成 26 年度 第 10 回 東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議 議事録

日 時：平成 26 年 7 月 23 日（水） 9：30～12:00

場 所：総合庁舎 18 階大会議室

出席者：子ども・子育て会議委員	13 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、中泉委員、古川委員、松葉委員、八木委員）	
事務局	15 名
（立花、南谷、田村、出口、川崎、寺岡、川西、菊地、堀ノ内、関谷、松田、清水、安永、山本、松本）	
（大原、辰巳、高野、松崎、土肥、）	6 名
傍聴者	5 名
業者（地域社会研究所）	2 名
計	41 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1 東大阪市子ども・子育て会議利用料検討部会の内容について（案）

資料 1－2 利用料負担について

資料 2－1 地域子育て支援事業供給量の確保策について

資料 2－2 教育・保育提供区域の設定について

資料 3 支給認定について

資料 3 支給認定申請書（参考資料）

資料 4 意向調査の結果について

資料 5 東大阪市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会の内容について（案）

資料 5 子ども・子育て会議特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会委員案

資料 6－1 東大阪市子ども・子育て支援事業～骨子案～

資料 6－2 子ども・子育て支援事業計画骨子案に対する意見および主な対応

資料 7 子ども・子育て支援新制度市民説明会資料

資料 8 幼保連携型認定こども園・小規模保育事業 施設整備事業者の募集

## 1. 開会

### ●事務局・寺岡

それでは、定刻を少し回りましたので、ただ今から第 10 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、全委員 20 名中 13 名のご出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は利用料検討部会も兼ねた合同会議となっております。よろしく願いします。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いいたします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、および配付資料一覧に提示した資料となっております。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか

部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が5名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。部会長の関川です。

今回で子ども・子育て会議も10回目の開催となります。

国においては、新制度のひとつの焦点となっていた公定価格の仮単価を提示し、幼稚園・保育所ではワークシートにより収支の概算ができるようになりました。施設事業者の意向調査の実施をすることにより、平成27年度4月時点の教育・保育、地域子育て支援事業の実施体制の概要が見えてきたところです。いよいよ焦点は、国での議論から、自治体での具体的な最後のツメの半年にかかろうとしていると思います。

全国の各市町村でも新制度に向けた議論が積み重ねられていると思います。多くの自治体がホームページなどで議論の経過を公表しているの、関心があれば調べていただき、この会議でご意見をいただければ幸いです。皆様にご議論を頂きました幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業の設備に関する条例などが6月の議会により制定されました。また、本日の会議の中でも報告がありますが、7月15日からは幼保連携型認定こども園および小規模保育事業者に関する施設整備の公募も始まっています。平成27年4月に向けて、待機児童解消などの体制整備の重要な部分が、着々と進められているところです。

事業者に加えて、市民の皆様にも新制度をご理解いただかなければならないと考えます。幼稚園の園児募集の準備が8月から始まり、9月には園児募集の説明会の資料をお渡しすることになります。幼保連携型認定こども園をはじめ、施設型給付の対象になる幼稚園・保育所、小規模保育等について、市民の皆様にも新制度の周知を図る必要があります。今月の28日から10回にわたり各リージョンで説明会を実施する予定です。

本日の会議では、市民の皆様のご関心が高い利用料を中心として、前回から議論を続けています。地域子育て支援事業の供給方法、また留守家庭児童育成クラブに関する議論を進めていきます。

あわせて、施設側に対する意向調査の集計結果も提示していただきます。

それでは、本日も有意義な議論をお願い致します。

## 2. 議事

### (1) 利用者負担について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行致します。最初に議事(1)の「利用者負担について」を事務局よりご説明いただきます。

議事(1)については、子ども・子育て会議と利用料検討部会との合議で行うこととなります。

●事務局・関谷

—資料1-1「東大阪市子ども・子育て会議利用料検討部会の内容について(案)」説明—  
・利用料検討部会の設置は平成25年に決定。子ども・子育て会議と合同で進めたいと考えている。

●事務局・松田

—資料1-2「利用者負担について」説明—

- ・p.2. 現在の保護者負担額は、公立幼稚園の保育料が月額6,500円、私立幼稚園の保育料が平均月額21,550円。
- ・p.3. 新制度での国からの提案は、市町村民税所得割課税額に基づく階層区分により世帯の保育

料を設定。表は1号認定のイメージ。

- ・ p. 4-5. 利用者負担額イメージ。東大阪市の単独補助金は、世帯の階層区分に応じて【】内の金額。市単独補助金なしで計算した場合には、利用者負担額は少し増える。
- ・ p. 6. 現在の就園奨励補助金は、入園後、翌年の2～3月に園を通じて受給する流れ。図は第2子の場合。
- ・ p. 7. 新制度における利用者負担額の課題は3つ。①公私間のバランス。②私立幼稚園で従来の保育料より負担増の世帯がある。③幼稚園と保育所のバランス。
- ・ p. 8. 東大阪市の保育所の保育料は、公私ともに同一。保護者の前年所得に基づく国の基準額の72.5%で設定。新制度に係る改正ポイントは2点。①保育標準時間と保育短時間区分別に保育料を設定。②保育料の算定の根拠は、保護者の市民税となる。
- ・ p. 9. 保育料の基準額は、国は8階層、東大阪시는10階層に区分している。
- ・ p. 10-11. 新制度の2号・3号認定の保育料について、国基準のイメージと、国基準の72.5%で設定した東大阪市のイメージ。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●竹村委員

利用者負担についてです。現在は、1号認定に相当する子どもは幼稚園を利用し、2号・3号認定に相当する子どもは保育所を利用しており、施設がまったく別でサービスも異なるので、保育料のバランスが悪くても利用者は納得していると思います。今後は、幼保連携型認定こども園では、1号・2号認定ともに、同じ教室で、同じ教育を受けることとなります。しかし、利用者負担の金額だけでなく、受けるサービスの内容なども異なります。たとえば、2号認定の利用料には給食費が含まれているが、1号認定の利用料には含まれていない、といった違いがあり、預かる時間も違うので、単純に金額だけの比較にはならないと思います。

また、たとえば東大阪市に居住している利用者として、大阪市に居住して東大阪市の幼稚園に通っている利用者とは、それぞれの市町村で定められた負担額を払うこととなります。現在、隣接市の子どもがかなり本市の幼稚園に来ています。

それと、現在、幼稚園は1号認定に相当する人しか利用していないことになっていますが、保護者には、下の子どもが年小・年中くらいになると、仕事を始める人が多いです。約3割くらいおられるのではないのでしょうか。だから、認定こども園になると、入園当初は1号認定だったのが、途中で2号認定に変わる利用者もかなりいると予想されます。

さらに、幼稚園を利用している途中で東大阪市外に引越ししても、同じ幼稚園を利用し続けるという保護者も結構多いです。

つまり、新制度では、1号・2号認定による利用者負担の違い、あるいは市町村による利用者負担の違い、といったことが保護者にはっきりとわかるようになるということです。行政や事業者は、利用者負担の違いをきちんと説明できるようにしておかないと、保護者が不公平感を持つことになってしまうと思います。

あと、公私間格差についてです。世帯の所得によって補助金の額などが変わる仕組みになっており、収入が少ないから私立を利用できない、といったことは起こらないと思います。収入にかかわらず、公私間格差はなくしてほしいと思います。

●関川会長

隣接自治体との利用料の調整は、この時期からは難しいので、平成27年以降への宿題ということになるかと思います。また、施設側で利用者負担の違いをきちんと説明できるようにすることは重要だと思います。事務局説明への補足と、提案をありがとうございます。

●高山委員

資料1-2の11ページの新制度の保育料イメージについてです。3歳以上児の保育短時間の利用者負担が、最も負担の大きい階層では月額72,060円になっており、9ページの現行の市基準額

では4歳以上児は23,010円だったのから急に上がっています。子どもが3歳以上になってから働き始める保護者が多いので、就園ニーズは増える傾向にあります。そのとき、保育料が2万3千円なら働きながら払う価値はあるが、7万2千円ならそもそも働かない、ということになるのではないかと思います。男女共に仕事をする社会ということが言われているのに、無茶な料金設定だと思います。おそらく、いわゆる2号認定は激減するのではないのでしょうか。

●関川会長

11ページの※印の但し書きの部分について、事務局より説明をお願いします。

●事務局・関谷

「ただし、給付単価を限度とする」ということになっています。9ページの現行の国基準額の、表の網かけした部分については、民間の保育所に給付されている1人あたりの保育単価を上限とする、という国からの通知があります。たとえば第8階層の第1子については、国の単価は104,000円ですが、3歳未満児の保育単価は87,990円となっており、87,990円の72.5%が、市基準額の63,790円ということになります。現在、国から正式な通知はまだ来ていませんが、基本的には、保育料は施設が運営する1人あたりの単価を上回らない、という方向になると思われま

す。11ページの保育料イメージは、あくまでも、10ページの国の公定価格の利用者負担イメージの単価に72.5%を乗じた額です。今後、国から保育単価を上限とするという通知が来たら、その保育単価に72.5%をかけた額は、9ページの現在の保育料くらいの単価で運用できることになるのではないかと考えています。

●関川会長

11ページの保育料はまだイメージであって、最終的には、9ページの現行保育料相当の水準で収まるだろうという見通しだということですね。

●事務局・関谷

そのとおりです。

●関川会長

その他のご意見はございませんか。

●中泉委員

在園児の保護者の立場から発言します。資料7の市民説明会用資料の36ページでは、国の基準のイメージを使って、教育標準時間認定と保育認定の利用者負担を併記しています。市民説明会に参加したお母さん方が金額だけを見ると、おそらく「階層区分によっては、子どもを長くみてもらうほうが利用料が低い」という矛盾を感じてしまうのではないかと思います。

また、制度が急に変わるこの1年に、4歳児クラスの子どものいる保護者にとっては、「運が悪い」と感じるのではないかと思います。「経過措置」ということで、たとえば本市では1年だけ現行の保育料を据え置くといった対応を検討してはどうかと提案します。

●関川会長

「激変緩和」のための措置の検討も必要ではないかというご意見ですね。

資料1-2の7ページには、新制度の利用者負担額の課題をまとめています。先ほど竹村委員から、幼稚園の公私間格差については、教育内容に違いはないので、ということですね。仮に、新制度での国の基本的な考え方にしたがって、公立幼稚園と公立保育園を同じ利用料の制度で運用するとして、そのことをどう考えればよいのかということなのです。

ひとつは、公立と民間の幼稚園の利用料を同じにすることについて、市民にどのように説明すれば理解を得られるのか、といった問題があります。

もうひとつは、保護者としては、現在の在園児は少なくとも今後2年間は現行の利用料で預かってもらえることを期待していただろうから、経過措置の配慮が必要ではないかということなのです。この2点についてご意見はありませんか。

●松葉委員

竹村委員の言われたように、幼稚園としては公立も民間も同じように努力してサービスを提供

しているということに異論はありません。公の良さは保育料の安さだけではないという自信はありますが、現在の月額 6,500 円すら負担になるほど経済的に困窮しているような、利用料の低い公立幼稚園でないで利用できないという方が、市内にもかなりおられるのも現実です。利用料がはっきりしないまま利用希望者を受け入れることは、現在の利用者の不安も大きいでしょう。市民にきちんと説明できないままに、9月に申込書を交付してしまうのはよくないと思います。

また、金額が所得によって決まるということになると、幼稚園を利用している途中で急に収入がなくなる世帯があり、去年の所得に基づく今年の利用料を払えない、といった問題が出てくるでしょう。あるいは利用料が最終的に決まった段階で、その利用料は払えないのでどの施設へ行けばよいのか、といった問題も出てくるでしょう。そういった相談を受けたときに、どのように回答すればよいのかという不安があります。だから、価格については十分に検討して、在園児にもきちんと説明でき、先の見通しがつく状況になってから、実施するように配慮する必要があると思います。

●関川会長

公立幼稚園に限らず、公立保育所や民間幼稚園・保育所についても課題になるご意見だと思います。今の意見に事務局として回答できる準備はあるのでしょうか。

●事務局・関谷

利用者負担については、8月15日頃から入所の広報・周知が始まるので、本市としても8月の子ども・子育て会議までには、いただいた意見を参考に、市としての方向性をまとめ、市民に周知できるよう進めていきたいと考えています。

●関川会長

資料1-2の4~5ページの料金表については、市単独補助金の有無で利用者負担が変わってくるということですね。

そして、7ページの課題の「保育所の利用者負担額とのバランス」については、本市では、認可保育所に対しては、他市町村と同様に、市の単独補助を行ってきました。これまでは、幼稚園と保育所の制度が別だったので、認可保育所の制度の枠内での負担軽減として実施していました。新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園が同じ制度の枠に入ることになります。一方で、仮に保育所では現状を維持して補助金を継続するのであれば、幼稚園の1号・2号認定についても国基準をベースとしながら利用料の減額を検討する必要はないだろうか、という素朴な疑問があります。同じ制度の枠内では同じ利用料にするのであれば、幼稚園の利用料を減額するか、あるいは財政を考慮して保育所の補助金を見直すか、2つの方向でバランスをはかることが考えられると思います。竹村委員からご意見はありますか。

●竹村委員

先ほども言いましたように、今までは幼稚園と保育所は施設そのものが異なっていました。今後は、同じ教室で同じようなことをするのであれば、同じように市からの補助があつてあたりまえだと思います。今まで私立幼稚園は大阪府の認可を受けていたので東大阪市との関わりはあまりありませんでしたが、認定こども園は東大阪市の認可を受けることになります。同じ認可施設を利用する子どもたちに対しては、同じような条件で補助を設定すべきだと考えます。たとえば給食費については、1日300円としても月額で約6,000円の負担になります。教育的配慮を考えると、2号認定の子どもは給食、1号認定の子どもはお弁当、と同じ教室で分けるのはどうかと思うので、市による負担を考えるべきではないでしょうか。

●関川会長

高山委員からご意見はありますか。

●高山委員

国の基準が1号認定の所得の最も高い階層区分でおよそ25,000円だとして、保育所でもあまり変わらない利用料にするので最も高額で約25,000円ということになると、同じくらいの所得の世帯なのに、幼稚園での4時間と保育所での11時間の利用料が同じなのか、という話になるとは思

います。だからといって、保育所の利用料を上げて幼稚園にそろえるということは、議論としては成立するでしょうが、夫婦が共に働きに出られる環境をつくるのが国の方針のはずなので、収入に比べて保育料が高いというのは、保育所の利用促進につながらないと思います。本市としては、市民の経済状態を見たうえで、できるかぎりの手立てはするべきだと考えます。

●関川会長

市の財政事情も厳しいだろうが、将来の東大阪市を背負う子どもたちの育ちのために、できるところでは補助して、公平に取り扱うべき、というご意見ですね。

それに関連して、たとえば市民税非課税世帯では、国の基準によれば1号認定だと月額9,100円（資料1-2、3ページ）、2号認定だと月額6,000円（10ページ）、になるようです。認定こども園が1号認定と2号認定の子どもを預かった場合に、同一施設でありながら、1号認定より長時間利用する2号認定のほうが料金が安いという逆転現象が起きてしまいます。竹村委員はこういう差に説明がつくとお考えでしょうか。

●竹村委員

現在の幼稚園では、長い時間預かるほうが料金が高いのはあたりまえだと考えています。2号認定のほうが給食費を含めて安いということであれば、東大阪市では2号認定の最低時間を設けないことになったので、1号認定に該当する人でも2号認定を取得しようとして、制度自体が崩壊するのではないかと思います。

●関川会長

事務局への要望です。利用料の料金設定の調整方法について、即答は難しいと思うので、次回の会議で報告できるようにしておいてください。

●松葉委員

サービスに対応した料金ということについては、公立と私立の幼稚園では差があります。公立では、保護者の金額負担は少ないですが、実働負担が大きいです。たとえば、歩いて通える範囲ということでバス等がないので保護者が送迎しなければなりませんし、イベント・行事への協力を求められたりします。実働負担をできないので私立を選ぶという人もいます。公立は利用料が安い分を事業者と保護者とで協力して補う雰囲気がある、ということをご留意いただきたいと思います。

●関川会長

議事（1）についてはよろしいでしょうか。

利用料については、次回も引き続き検討を進めます。

## （2）地域子育て支援事業供給方法の確保策について

●関川会長

続きまして、議事（2）の「地域子育て支援事業供給方法の確保策について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2-1「地域子育て支援事業供給量の確保策について」説明—

- ・ 前回の会議でいただいた意見への対応方針案を提示。
- ・ p.3. 早朝の時間帯における延長保育事業についての事務局の対応方針案。一定の需要量があることを踏まえ、今後も保護者のニーズの動向をみながら、引き続き検討。
- ・ p.9. 在園児以外の一時預かりについて、前回子ども・子育て会議で頂いた意見に対する事務局の対応方針案。在宅で子育てしている人の行き慣れている場所の活用。公共施設の空きスペース等の活用。利用料については国もまだ確定していないので検討中。「子育て支援員」による預かり体制も検討。
- ・ p.20-21. 子育て支援員とは、国の新しい制度。育児経験豊かな主婦等を主な対象とし、必要な

研修を提供し、新制度での事業の人材を確保するというもの。

- ・ p. 18. 夜間保育事業について、現状では市内 1 か所で開設しており、課題は保育士の確保。現在は、午後 10 時まで実施。事務局の対応方針案は、国の動向をみながら、事業者との協議を重ねる。
- ・ p. 19. 休日保育事業について、現状では実施していない。事務局の対応方針案は、国の今後の動向をみながら、事業者との協議を重ねる。

●事務局・関谷

—資料 2-2 「教育・保育提供区域の設定について」説明—

- ・ p. 3. 地域子育て支援事業の提供区域の設定については、市全体で一つの区域とし、ただし、留守家庭児童育成クラブは小学校区、地域子育て支援拠点事業は 7 リージョン区を単位として提供する、という事務局の提案。

●事務局・松本

—資料 2-1 「地域子育て支援事業供給量の確保策について」22 ページ以降説明—

- ・ p. 23. 事業概要。国の放課後児童健全育成事業。本市では 53 の「留守家庭児童育成クラブ」を設置し、補助金を執行する形で展開。
- ・ p. 24. 市域全体での 5 年間の見込み量。以前の供給量は、平成 25 年 5 月現在の入会児童数 (2,703 人) を基に算出していたが、今後は、平成 26 年 7 月現在の各クラブの平米数を 1.65 で割って算出するので、2,987 人に変更した。
- ・ p. 25-27. 校区別必要見込み量。
- ・ p. 28. 法律・省令により、対象を 6 年生までに拡大し、面積を児童 1 人につき約 1.65 m<sup>2</sup>以上とするため、今後の施策展開の方向性は 4 点。①小学校敷地内での提供体制の整備。②余裕教室の有効活用を推進しながら年次的に施設整備。③施設・提供体制整備が完了したクラブから受け入れを実施。④将来的には待機児童や高学年の利用ニーズを鑑みて民間施設との連携も検討。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●榎田委員

夜間や休日の保育事業についても検討を進めてもらっているようでありがとうございます。資料 2-1 の 19 ページの休日保育事業について、「保育が必要な乳幼児」という記述がありますが、具体的にはどういった子どもを想定しているのでしょうか。

●事務局・関谷

乳幼児という表現を使いましたが、就学前児童を想定しています。

●榎田委員

たとえば 5 歳児なども対象なののでしょうか。

●事務局・関谷

はい。その方向で考えています。

●関川会長

確保策については具体的に決まっているのでしょうか。

●事務局・関谷

公定価格の加算額に値する事業なので国の方針が不明な点もありますが、確保策の見込みがつきしだい報告したいと考えています。

●関川会長

うまくいけば、平成 27 年度に提供することもできるという理解でよいのでしょうか。

●事務局・関谷

はい。

●竹村委員

資料 2-2 の教育・保育提供区域の設定についてです。2 ページに「保護者や子どもが居宅よ

り容易に移動することが可能な区域」とありますが、容易な移動ということにこだわりすぎると、利用したいところを利用できなくなるかもしれません。0～2歳は居宅から近いサービスでよいでしょうが、3歳以上になるとサービスの内容などで選びたいのではないのでしょうか。区域の設定がその妨げにならないようにお願いします。

●関川会長

地域子育て支援拠点事業は7リージョンで整備するとありますが、竹村委員はもっと広い区域設定を考えておられるのでしょうか。

●竹村委員

あまりリージョンでがちがちに設定して、広域利用を邪魔するようなことがないようにしたいと考えています。

●関川会長

7リージョンで施設整備をして、柔軟に運用する、という観点でよろしいですね。

●高山委員

私は竹村委員とは少し違う観点です。サービス向上などを施設同士で切磋琢磨するのは当然ですが、それとは別に、需要が多いのに供給が欠けているような地域を優先して整備していくことが、市全体のバランスを良くするものだと思います。

●関川会長

かなり違いますが、どちらも納得できる2つの考え方だと思います。区域の設定については事務局で引き続き検討して頂きたいと思います。

●中川副会長

資料2-1の20～21ページ「子育て支援員」について、少し情報提供します。国の会議では、「育児経験豊かな主婦」をどうやって判断するのか、というような議論がありました。この子ども・子育て会議でも何度も出ている、保育の質の担保に係る問題です。保育士のような国家資格だけを重視して、NPOなどの支援員の研修を否定するというわけではありませんが、言葉だけが独り歩きすることのないように検討が必要だと思います。ワーク・ライフ・バランスの視点も大事ですが、就学前児童を地域で支えあう在宅支援の充実など、東大阪市で生み育てたいというニーズにアセスメントできるような保障を含めた人材補助が重要かと考えます。本来の利用者支援のあり方とは、専門職の助言を受けたりできることではないかと思っています。

●関川会長

子育て支援員制度についてもご意見を頂きたいと思います。

●千谷委員

保育所の死亡事故などもあったように、子どもを預かるということは命を預かることでもあるので、重い仕事です。だから保育士の国家資格には長期間の履修などの厳格な要件があります。子育て支援員については、「育児経験豊か」、「必要な研修」など要件があいまいで、少し保育の仕事を軽く見ているのではないかと感じます。保育とは事務的な仕事ではなく、人と接する仕事であり、子どもの内面を想像して考えながら進める仕事です。たとえば心理的な資格を要件にするなどして、質を担保してほしいと思います。

●関川会長

資料2-1の20ページには「全国共通の研修過程」とは具体的にどのくらいの研修時間なのでしょう。

●事務局・関谷

いわゆる家庭的保育の基礎研修のような、20～21時間程度の研修とする案が出されているようです。

●関川会長

家庭的保育の基礎研修に相当するということは、20時間、つまり7時間×3日くらいのイメージでよろしいですね。

一時預かりなら、つどいの広場での顔見知りの保育が安心できるかもしれません。その場合は、つどいの広場の事業者の方々に、子育て支援員制度の研修を受けていただくことになります。ファミリー・サポートについても、同じように研修を受ければ、マンパワーの底上げにつながるかと思えます。しかし、小規模保育の保育従事者も20時間の研修を受けた子育て支援員で、ということになると、千谷委員のご指摘のように質の担保の不安があります。東大阪市では地域型保育事業などの条例を制定しましたが、あらためて子育て支援員も導入するのかということについては、行政の裁量で決められることでもないかと思うので、事務局で少しご検討ください。

●佐藤委員

千谷委員は人と接する資格ということを言われましたが、私は少し違う観点です。一般の女性も仕事や子育てなどのキャリアを通じて人と接する経験を積んでいるので、それを活かしていくという考え方もできると思います。適格者の見極めは大事ですが、たとえば資料2-1の21ページの「更に意欲のある方」のように、キャリアアップにつなげる人も出てくるのではないかと思います。結果として、保育士不足の解消にもつながるのではないのでしょうか。

●関川会長

選べる、ということが大事だと思います。保護者が利用する段階で、保育の仕事ができる人とできない人の中から選べればよいのですが、制度として研修を受けた人はすべて従事できるということにしてしまうと、事故などの問題が起きるまでは市が入っていくことができません。マンパワーを確保するために、子どもの育ちの質が犠牲になる危険があるので、子ども・子育て会議で議論していかなければならないテーマだろうと思います。佐藤意見の言われたように、子育てを支える市民が増えるのはありがたいことなので、埋もれている人材を掘り起こす仕組みは本市においても大事だと思います。

●中川副会長

子育て支援員に限定した問題ではなく、たとえば支援員と専門職が協働する仕組みをつくるなど、どのように配置するかというアセスメントをしっかりと考える必要があります。

●関川会長

人材確保が難しいから子育て支援員を活用しよう、というように、事務局は短絡的に考えないでほしいと思います。

放課後児童クラブについてのご意見はいかがでしょう。

●中泉委員

前回の会議では、事務局から、留守家庭児童育成クラブの運営委員会について、連絡協議会で示した条例案や運営方針に対する応答が6月中にあるだろう、という説明がありました。経過はどうなっていますか。

●関川会長

会議での委員の意見がすべて通るというわけではありませんが、できないことについては、本市にはできない理由を説明する責任はあるでしょうね。

●事務局・安永

53のクラブを回って市の提案に対する回答を集めていますが、まだ意見を保留するクラブもあり、この1か月ではまとめられませんでした。現在、作業が進行中ということで、後の報告をお待ちくださるようお願いいたします。

●関川会長

今回の会議での新たな提案としては、資料2-1の24ページで供給量の算出を変更したということがあるかと思えます。

それでは、議事(2)についてはよろしいでしょうか。

また、地域子育て支援事業の供給方法については次回以降も引き続き検討を進めます。

### (3) 支給認定について

●関川会長

続きまして、議事(3)の「支給認定について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・堀ノ内

—資料3「支給認定について」説明—

- ・p.2. 支給認定についての基本事項を確認。2号3号認定については、保育標準時間と保育短時間に区分。
- ・p.3. 来年度の「新規」入園の支給認定の手続き(案)。幼稚園は、申請書を園から配布し、園に提出し、認定証を園から配布。保育所は、申請書を福祉事務所・新制度準備課の窓口で受付し、窓口へ提出し、認定証を郵送。支給認定の手続きと同時に保育所の申請も可能。認定書と一緒に保育所の入所選考結果も発送する予定。
- ・p.4. 来年度の「在園児」の支給認定の手続き(案)。幼稚園は、申請書を園から配布し、園に提出し、認定証を園から配布。保育所は、申請書を園から配布し、園に提出し、認定証を郵送。認定証を郵送するのは、入所継続承諾通知書と一緒に発送する予定のため。新規入園の手続開始が10月頃からののに対し、在園児の手続開始は1～2月頃からと少し後にずらす。
- ・p.5. 支給認定証の様式については現在、国もまだ検討中なので示せない。記載内容については現在、未定稿だが案として6項目が示されている。国はパブコメ中。
- ・p.6. 留意事項は3つ。①新制度に移行しない私立幼稚園については支給認定手続きの必要なし。公立幼稚園はすべて新制度に移行。②保育園利用者はすべて支給認定手続きが必要。③支給認定は、原則として、居住地の市町村に申請。

—資料3「支給認定申請書」(参考資料)説明—

- ・国の支給認定申請書(案)を提示。

●関川会長

ありがとうございました。今のご説明につきまして、ご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

●佐藤委員

資料3の3ページの新規入園の手続きについてです。現行では、幼稚園には願書を出すことになっていたと思いますが、10月に園に申請書をもらいに行くときに一緒に出すのでしょうか。保護者が、申請書をもらいに行くことを知らないまま、願書をもって入園テストの準備だけをするといったおそれがないでしょうか。

●関川会長

事務局から説明をお願いします。

●事務局・松田

願書は9月1日から配布します。申請書は10月1日の願書提出の際に記入していただくか、または各園が複合して10月に記入していただく形式にしたいと考えています。

●関川会長

願書と申請書とは内容も時期も違うということですね。

●事務局・松田

はい。願書は9月1日～30日に配布したいと考えています。来年度のスケジュールは未定ですが、今年度は例年通りの手続きにして、10月に申請書を配布します。2重になりますが、そのように対応したいと考えています。

●関川会長

まず願書を提出し、幼稚園から内諾された方が、申請書を渡され、記入してまだ出していない園に提出する、という形になるのでしょうか。

●事務局・松田

現在のところ、そのような形で進めたいと考えています。

●関川会長

竹村委員からご意見をお願いします。

●竹村委員

意向調査結果についての議論のところ発言しようと思っておりましたが、この手続きは施設型給付に移行する幼稚園だけです。市政だよりも、幼稚園の利用を希望する方は認定が必要であるということが掲載されていましたが、幼稚園によって違いがあることを強調してほしいと思います。

基本的に、幼稚園は、願書を見るまでは、次年度の予測がつきません。利用者数は毎年かなり変動するからです。だから、クラス編制や先生の募集なども、願書を受け付けて次年度の見込みがついてから行うこととなります。見込みがつかないのに、クラス編制や先生の募集を開始するのは難しいです。資料にはまだ認定こども園については書かれていませんが、申請と認定の手続きのスケジュールを早くしてほしいと思います。事業者の立場としては、2号認定が明らかになる2月になってからクラス編制などを行うのはたいへんです。

●関川会長

認定こども園としては、1号認定と2号認定の認定の時期をできるだけ近づけて、スケジュールを可能な限り早くしてほしいというご意見ですね。事業者の立場でもそうでしょうし、利用者の立場でも、2号認定になるのが2月まで決まらないのはつらいでしょう。2月に保育所に入れなくなったとしても、もう他を探している時間はないので、最初から無理をして1号認定の手続きをして幼稚園に入園するという保護者も出てくると思います。認定の時間の流れについてはもう少しご検討いただきたいと思います。支給認定の手続きについては10月から開始しなければなりませんし、市民説明会では絶対に保護者から質問の出るところでしょう。事務局は次回の会議までには提案を考えておいてください。

他に支給認定についてご意見はございませんか。

●高山委員

新制度1年目から幼保連携型認定こども園に移行を考えている保育所7園から、1号認定を受け入れたいが、1号認定手続きは10月から始まるのに、9月から募集することなどできないので困るという意見が出ています。2号認定の時期が遅い問題については、考え方によっては、保育所はずっと以前から、いわゆる2号・3号認定に相当する利用者の数がわからないままでもなんとかやってきた、と言えるかもしれません。とはいえ、もしスケジュールを早めにするのなら、保育所も同じ条件がよいと思います。

●古川委員

東大阪市の公立幼稚園はすべて新制度に移行するとのことですが、そうすると、今後は3歳児が入園を希望することもあり得るのでしょうか。

●事務局・松田

東大阪市では、公立幼稚園の利用は従来通り4歳・5歳のみと考えています。

●関川会長

その他はよろしいでしょうか。高山委員のご意見については、事務局で検討し、次回の会議で提案を示してもらいたいと思います。

#### (4) 議事(4) 意向調査・確認について 議事(5) 特定教育・保育施設及び特

#### 定地域型保育事業選考部会について

●関川会長

残り時間が少ないので、議事(4)の「意向調査の結果について」および議事(5)の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会について」を事務局より一括してご説明いただ

きます。

●事務局・関谷

議事（6）の「子ども・子育て支援事業計画骨子案について」を合わせて説明することもできますがいかがいたしましょう。

●関川会長

議事（6）については、次回の会議で議論しても間に合うと考えます。

●事務局・関谷

—資料4「意向調査の結果について」説明—

- ・p.2。幼稚園の意向については、全22園中、平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行が5園、私学助成が6園、検討中が2園、未提出が4園など。
- ・p.3。保育所の意向については、全54園中、平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行が6園、保育所を継続が22園、検討中が13園、未提出が5園など。

—資料5「東大阪市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会の内容について（案）」説明—

- ・事業者選考部会の設置の趣旨、検討事項、部会委員等。選考結果について子ども・子育て会議へ報告する。子ども・子育て会議のなかで部会を設置する。

—資料5「子ども・子育て会議特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会委員案」説明—

- ・事業者選考部会の委員案。子ども・子育て会議委員の吉岡委員に部会長をお願いする。

●関川会長

ありがとうございました。議事（4）「意向調査の結果について」と、議事（5）「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会について」につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●阿部委員

資料4の2ページによれば、幼稚園では、平成27年度から5園が幼保連携型認定こども園に移行する意向を示していますが、これで具体的に待機児童の数がどう変わるのか、といったことをうかがいたいと思います。私はつどいの広場を実施しているので、お母さん方が認定こども園などにすごく興味を持ち、情報を待っておられることを感じます。また、新制度の説明会についても、お母さん方は興味を持っておられるようです。

●関川会長

説明会については後で事務局説明を予定していますので、まず、幼保連携型認定こども園への移行による変化について、事務局から説明をお願いします。

●事務局・関谷

この5園の中には、0～2歳も受け入れるところもあれば、3歳以上を受け入れるところもあります。現在、民間の4園に0～2歳を引き受けてもらおうと考え、施設整備事業者を募集しています。これにより、30名×4＝120名の待機児童を解消できると想定しています。さらに、19名以下の小規模保育事業の5施設を募集しているので、95名の待機児童を解消でき、合計215名ということで、平成25年度の待機児童数に相当すると考えています。

●関川会長

事業者選考部会に申請中の幼稚園の名称を、審査を受けて市民に公開してもらうことになるのは、いつ頃になるのでしょうか。

●事務局・関谷

8月末頃を想定しています。

●関川会長

審査会の決定前には公開できないでしょうが、幼稚園が自ら、現在申請中であることを保護者にアピールするのはかまわないでしょうね。

それでは、事務局から、新制度の説明会についての説明をお願いします。

●事務局・関谷

—資料7「子ども・子育て支援新制度市民説明会」説明—

・全体としては、保護者の関心の高い部分に絞って、説明会で説明したいと考えている。

●関川会長

説明会については阿部委員からご意見ををお願いします。

●阿部委員

おそらく、説明会参加者には当日だけではよくわからないので、質問も多く出ることになると思います。また、今後も行政が説明に来てもらえるありがたい、という保護者の声が出ていることをお伝えしておきます。

●関川会長

周知・説明するという事は、繰り返して行うことが大事ですね。事務局としては、今回の説明会は最初の説明会ということで、今後も、要望があれば、保育所でも幼稚園でもつどいの広場でもどこでも、行政が説明に出張する、ということはどうでしょうか。

●事務局・関谷

要望があれば、調整するように検討いたします。

●高山委員

資料7の市民説明会用資料には、いくつか気になる点があります。ひとつは、30ページの認定こども園、小規模保育施設の入園について、「定員を超えた場合は」市の選考基準で選考するとあります。現在、保育所では、第5希望までたずねており、第1希望には入所できない方がかなりおられます。認定こども園や小規模保育施設では定員を超えない限りは第1希望に入園できる、といったように読めますがよいのでしょうか。

もうひとつは、35～36ページの保育料のイメージについては、数字が独り歩きする危険があると思います。たとえば、国の基準より安くなるかもしれない、といった案をもう市民に示してしまってもよいのでしょうか。

●関川会長

36ページは現在検討中の案なので、説明会資料に添付するのはどうかと思います。たしかに、人を集めて説明会をする以上は、具体的な料金についてある程度のイメージを示さないとならない、ということはわかります。もしイメージを示すのであれば、まだ案を検討中であるといったことをわかりやすく整理して説明するようにしてください。

また、30ページの入園の選考についても、誤解につながるかもしれないのご指摘がありました。

●事務局・関谷

説明会当日に使用する資料は、もっと内容を精査するようにいたします。

●佐藤委員

今回の説明会の後で、さらに具体的な説明会などを予定しているのでしょうか。つまり、参加者の最も知りたいであろう、施設と保育料についての未定事項が多いように思います。今後いつわかるのか、という質問が予想されます。

●事務局・関谷

施設がどのように変わるのかについては、9月に各園の情報を出していきたいと考えています。保育料については、次回の会議で方向性が決まりましたら、すみやかに情報を出したいと考えています。

●関川会長

施設については、8月の事業者選考部会の結果を、ホームページ等ですみやかに周知することですね。利用料については、次回の利用料検討部会で最終的に料金が確定されれば、議論の経緯などを踏まえてホームページなどで周知することですね。

●事務局・関谷

施設についてはその方向で進めたいと考えています。ただし、保育料については、国の予算編成後に省令が出てから、本市でも条例で制定しないと決定できないので、最終的には12月頃になると考えています。

●関川会長

8月に仮単価的なものを示すことはできるが、最終的には議会の承認を得ないと、市としては決定事項にはできないということですね。佐藤委員は、そのような説明ではいかがでしょうか。いずれかの段階で、市政日より等でお知らせできるとは思います。

●佐藤委員

少々もやもやするものはあります。

●関川会長

予定時間も過ぎましたので、他にご意見がなければ、審議を終了いたします。

### (5) その他 子ども・子育て支援新制度市民説明会について 幼保連携型認定こ

#### も園・小規模保育事業施設整備事業者の公募について（報告）

●関川会長

最後に、その他として「子ども・子育て支援新制度市民説明会について」、「幼保連携型認定こども園・小規模保育事業施設整備事業者の公募について」を報告していただきます。

●事務局・菊地

—資料7「子ども・子育て支援新制度市民説明会」説明—

・説明会の日程。7月28日（月）19時から若江岩田駅前市民プラザ多目的ホールで開始し、8月7日（木）まで市内全域で計10日間開催。新制度について資料7に基づき説明する予定。

—資料8「幼保連携型認定こども園・小規模保育事業施設整備事業者の募集」説明—

・幼保連携型認定こども園に移行するために施設整備工事に着手できる事業者を募集している。いずれも開園は平成27年4月1日。

●関川会長

その他の案件は事務局にありますか。ないようですね。

支援事業計画については、次回の会議での議事とします。

本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願い致します。それでは事務局にお返しします。

### 3. 閉会

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回は8月1日（月）の開催を予定しておりますので、ご出席をよろしくお願ひします。

—閉会—